

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、ずわいがに日本海系群A海域、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和6年6月30日に定めた。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
ずわいがに日本海系群A海域	京都府ずわいがに漁業	30トン
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	京都府まさば及びごまさば漁業	現行水準